



発行日 2023.1.5

発行者 瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良孝司

謹賀新年

本年もどうぞよろしくお祈りします 2023 年元旦



サザンカ&透明人間【大高緑地公園】2022.12.31 撮影

【INDEX】

■ 社会保険に関する最新情報 新型コロナの影響に伴う標準報酬月額に関する 特例の終了について	1
■ 医療保険に関する最新情報 医療保険制度改革に向けた議論について	2
■ 特集 2023 年税制改正大綱の概要について	3~4
■ 日経新聞拾い読み 経営者が占う 2023 年度	5
□ PRIVATE 三ヶ根山・京都一周トレイル	5
■ 日本相続学会からのお知らせ(2つのセミナー) 2023 年新春オープンセミナーのご案内 東海ブロック主催オープンセミナーのご案内	6

■ 社会保険に関する最新情報

新型コロナの影響に伴う標準報酬月額に関する特例の終了について

新型コロナの影響による休業に伴い報酬が急減した場合の健康保険および厚生年金保険の標準報酬月額に関する特例措置が終了します

■ 特例措置の内容

新型コロナの影響により事業所が休業し、従業員の報酬が著しく下がった場合に、健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額の等級を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、翌月から改定可能とする特例措置が講じられています。

この特例措置による等級の引下げは給付額等に影響することから、改定を受けるにあたっては従業員の書面による同意が必要となっています。

■ 令和 4 年 12 月で特例措置が終了

11 月 29 日、この特例措置を令和 4 年 12 月で終了する通達が出されました。終了後の標準報酬月額の改定および決定については、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和 36 年 1 月 26 日付け厚生省保険局長通知）等に基づき取り扱われることとなります。

■ 令和 4 年 10~12 月の間で特例措置による改定を受ける場合の手続方法

改定を受ける場合は、事業主が、「被保険者報酬月額変更届（特例改定用）」に申立書を添えて、急減月が生じた後、速やかに管轄の年金事務所へ提出します。

受付期間は、令和 4 年 10 月または同年 11 月を急減月とする届出が令和 4 年 10 月 31 日から令和 5 年 1 月末まで、また令和 4 年 12 月を急減月とする届出が令和 4 年 12 月 26 日から令和 5 年 2 月末までとされています。

なお、本特例措置の届出および申立書の内容が事実であることを確認できる書類については、事業所調査等により後日確認する場合がありますので、届出日から 2 年間は保存を要します。



■医療保険に関する最新情報

医療保険制度改革に向けた議論について

12月15日、第161回社会保障審議会医療保険部会が開催され、医療保険制度改革に向けた議論の整理（案）が示されました。次の項目を中心に、検討が行われています。

- 子育て世帯への支援の強化
- 高齢者医療を負担能力に応じてすべての世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し
- 被用者保険者間における負担能力に応じて公平に負担する仕組みの強化
- 医療費適正化計画の実効性の確保

■子育て世帯への支援の強化

👉 出産育児一時金の引き上げ額

令和5年4月から全国一律で **50万円に引き上げる**一方で、引上げ後3年を目途に出産育児一時金の在り方について検討するべき

👉 出産費用の見える化

○医療機関等ごとの出産費用の状況のみならず、その医療機関等の特色やサービスの内容なども併せて公表し、被保険者等である妊婦が適切に医療機関等を選択できるようにすることが適切

○直接支払制度を行っている医療機関等については、次の①～③に関して報告を求め、④と併せてHPで医療機関等ごとに公表すべき（注）

- ① その医療機関等の特色（機能や運営体制等）
- ② 室料差額や無痛分娩の取扱い等のサービス内容
- ③ その医療機関等における分娩に要する費用および室料差額、無痛分娩等の内容（価格等）の公表方法
- ④ 直接支払制度の専用請求書の内容に基づき算出した平均入院日数や出産費用、妊婦合計負担額等の平均値に係る情報

（注）④については分娩数が少ない医療機関等は公表を任意とし、①～④の公表項目等の詳細は令和5年夏までに検討を行い、令和6年4月を目途に実施すべきとされています。

👉 出産育児一時金を全世代で支え合う仕組みの導入

○後期高齢者医療制度から出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みの導入
→ 対象範囲は出産育児一時金の対象額の7%とし、以後7%を起点として、出産育児一時金に関する現役世代と後期高齢者の1人当たり負担額の伸び率が揃うよう割合を設定する。また、後期高齢者医療制度内の費用分担に関しては、後期高齢者医療広域連合それぞれの被保険者数により按分する。

→ 後期高齢者医療制度からの支援金の導入については、令和6年度から施行（激変緩和措置として、令和6年度および7年度は出産育児一時金の全体（公費を除く）の2分の1とし、令和8年度からは出産育児一時金の全体とする）

○国民健康保険における産前産後の保険料負担軽減措置の創設

→ 出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4カ月間）の均等割保険料および所得割保険料を免除する

■高齢者医療を負担能力に応じてすべての世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し

👉 高齢者負担率の見直し

当面の現役世代の負担上昇を抑制するため、後期高齢者1人当たり保険料と現役世代1人当たり後期高齢者支援金の伸び率が同じになるよう、令和6年度から高齢者負担率の設定方法を見直す

👉 高齢者の保険料負担のあり方を見直し

○賦課限度額の引上げに伴う保険料の急増に配慮し、施行後1年以内に新たに75歳に到達する方を除き、賦課限度額を2年かけて段階的に引き上げる（令和6年度73万円、令和7年度80万円）

○所得割のある一定所得以下の方への激変緩和措置として、年金収入211万円相当の方まで（約240万人）を対象に、保険料を2年かけて段階的に引き上げる（制度改革分は令和7年度）

○「現役並み所得」の判断基準の見直しについては、引き続き検討することが適当

■被用者保険者間における負担能力に応じて公平に負担する仕組みの強化

👉 前期高齢者の医療給付費負担における被用者保険者間の格差の是正

○前期高齢者の給付費の調整として、負担能力に応じた負担の観点から、被用者保険者間では、現行の「加入者数に応じた調整」に加え、部分的に「報酬水準に応じた調整」（報酬調整）を導入する

○前期高齢者納付金の計算において複数年（3年）平均給付費を用いることとする

○報酬水準の導入はあくまでも部分的なものとし、その範囲は3分の1に止めるべき

👉 現役世代の負担上昇の抑制・賃上げ促進のための健保組合等への支援

○報酬調整を導入することに伴い、被用者保険者内でも相対的に財政力のある健保組合等は納付金負担が増加することから、負担軽減を図るとともに、負担上昇がトータルとして抑制されるよう、健保組合等を対象として実施されている既存の支援を見直すとともに、さらなる支援を行う

具体的には、次の支援策を行うべきとされています。

○高齢者医療運営円滑化等補助金について、賃上げ等により一定以上報酬水準が引き上がった健康保険組合に対する補助を創設するなど、拠出金負担のさらなる軽減

○健保組合の自主的な支え合いである交付金交付事業を強化する観点から、健康保険組合連合会が実施する健保組合に対する高額医療交付金事業について、財政的支援の制度化を行うことで事業規模を拡充

○拠出金負担が義務的支出に比して過大で財政力の弱い保険者の負担を軽減する特別負担調整への国費充当を拡大し、負担軽減対象となる保険者の範囲を拡大するべき

■医療費適正化計画の実効性の確保

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」に基づく対応を行うとともに、部会でも出された意見を踏まえた11の措置を講じるべき

2023 年税制改正大綱の概要について

自民・公明両党は、12/16 令和 5 年度税制改正大綱をまとめ、12/23 閣議決定されました。来年度の税制はどう変わるのか、基本的な考え方と主な項目についてピックアップして、大綱の概要についてご案内します。

【基本的な考え方】

家計との資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISA の抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講ずる。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、きわめて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築を行う。

- 成長と分配の好循環の実現
- 経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応
- 経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し
- 外形標準課税のあり方
- 円滑・適正な納税のための環境整備
- 防衛力強化にかかる財源確保のための税制措置

【具体的内容】

👉 個人所得課税

🔴 NISA制度の抜本的拡充・恒久化（令和6年1月から）

- ・非課税保有期間の無期限化、NISA制度の恒久的措置
- ・長期・積立・分散投資(積立投資枠)の年間投資上限額120万円に
- ・現行一般NISA(成長投資枠)の年間投資上限額240万円に 積立投資枠と併用可
- ・一生涯にわたる非課税限度額の設定 1800万円(うち成長投資枠を内数として1200万円)

	現在NISA		改正後	
	つみたてNISA	一般NISA	積立投資枠	成長投資枠
投資可能期間	2042年まで	2028年まで	恒久化	
非課税期間	20年間	5年間	無期限化	
年間投資枠	40万円	120万円	投資信託120万円	株式など240万円
非課税限度額	800万円	600万円	計 1800万円(成長投資枠は1200万円以内)	

- 特定非常災害に係る繰越控除の見直し
 - ・特定非常災害法上の特定非常災害による損失に係る雑損失及び純損失の繰り越し期限について、損失の程度や記帳水準に応じ、例外的に3年⇒5年に延長

👉 資産課税

- 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等
 - ・相続時精算課税制度について、相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できる。
 - ・相続時精算課税で受贈した土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合、相続時にその課税価格を再計算する見直しを行う。
 - ・暦年課税における相続前贈与の加算期間を 3年⇒7年 に。延長した4年間に受けた贈与のうち一定額(100万円)については、相続財産に加算しない。
 - ・教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 適用期限を3年延長
 - ・結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 適用期限を2年延長

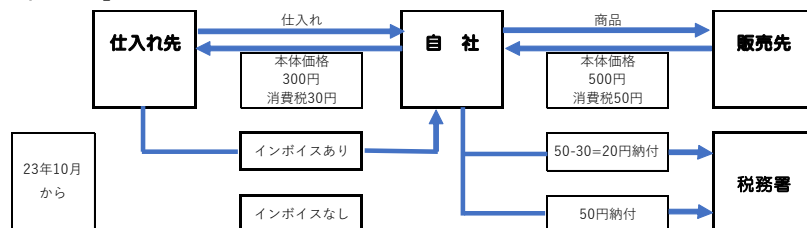
👉 法人課税

- 研究開発税制の見直し
 - ・控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引下げ(2%⇒1%)を行うとともに、試験研究費の象牙割合に応じて税額控除の上限を変動させる制度(現行25%⇒20%～30%)を設ける。
- 企業による先導的人材投資に係る税制措置
 - ・法人が、大学・高等専門学校・一定の専門学校を設置する学校法人設立目的の法人に対する寄付金 ⇒指定寄付金
 - ・特別試験研究費の対象費用の拡大 博士号取得者又は一定の研究業務の経験を有する者の人件費 ⇒税額控除率20%
- オープンイノベーション促進税制の見直し
 - ・税制の対象となる特定株式の追加 ⇒取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるもの(発行人以外から購入)

👉消費課税

- 適格請求書等保存方式の円滑な実施に向けた所要の措置
 - ・これまで免税事業者でインボイス発行事業者となった場合の負担軽減措置
⇒納税額を売上税額の2割に軽減(3年間)
 - ・一定規模以下の事業者の行う少額取引の事務負担軽減措置
⇒帳簿のみで仕入税額控除を可能とする(6年間)

【消費税納税のイメージ】



※小規模事業者は受け取った消費税の2割(この場合10円) 3年間の時限措置

- 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の創設
 - ・製造規模に応じた酒税の軽減措置
⇒酒税の保全のために酒類業の健全な発達に資する取組を適正かつ確実に行うことの承認を受けた酒類業者
- 車体課税
 - ・自動車重量税のエコカー減税
⇒令和5年末まで据え置き、据置期間後は2030基準達成度の下限を段階的に80%まで引上げる。
 - ・自動車税・軽自動車税の環境性能割
⇒現行の税区分を令和5年末まで据え置き、3年間で段階的に引き上げる。
 - ・自動車税・軽自動車税の種別割におけるグリーン化特例
⇒3年間延長

👉納税環境整備

- 電子帳簿等保存制度の見直し
 - ・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の猶予措置
⇒電磁的記録の保存ができなかったことの相当な理由のある事業者
 - ・過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿
⇒その範囲を合理化・明確化する。
- 課税・徴収関係の整備・適正化
 - ・無申告加算税の割合を引き上げる。
 - ・連年にわたり繰り返し無申告加算税を課される者に対する過重措置
- ふるさと納税における前指定対象期間に係る基準不適合等への対応
 - ・ふるさと納税の指定制度の基準不適合等の事案について
⇒2年前までさかのぼって取消事由とできる

【防衛力強化にかかる財源確保のための税制措置】

我が国の防衛力の抜本的な強化を行うにあたり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保する。税制部分については、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和9年度において、1兆円強確保する。具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について、以下の措置を講ずる。

□法人税

法人税額に対し、税率4～4.5%の新たな付加税を課す。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとする。

□所得税

所得税に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課す。現価の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間を延長する。延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長とする。

廃炉、特定復興再生拠点区域の整備、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた具体的な取組みや福島国際研究教育機構の構築など息の長い取組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保することとする。

□たばこ税

3円/1本相当の引き上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する。

以上の措置の施行時期は、令和6年以降の適切な時期とする。

(キーワード) 貯蓄から投資へ 中立的な税制の構築

■日経新聞拾い読み

経営者か占う 2023 年度 (2023.1.1)

景気 海外で減速、回復緩やか

主要企業の経営者 20 人に 2023 年度の国内景気の見通しを聞いたところ、実質国内総生産(GDP)の前年度比伸び率は平均 1.3%だった。新型コロナウイルス禍で低迷していた個人消費と設備投資の伸びが続くと見込む。原材料価格の高騰や米欧景気の減速といった海外からの逆風への警戒も強く、回復のペースは 22 年度より緩やかになる見通しとなった。

新型コロナの感染拡大から約 3 年がたち、政府は 22 年度は緊急事態宣言などによる行動制限をしていない。観光需要を喚起する「全国旅行支援」も始め、22 年度の実質成長率は 1.7%を見込む。(後略)

株価 高値 19 人「3 万円以上」

主要企業の経営者 20 人に 2023 年の株式市場の見通しを聞いたところ、19 人が日経平均株価の高値を「3 万円以上」と回答した。米国の利上げが一服する年後半に上昇に転じると見込む声が目立った。半導体や脱炭素関連のほか、消費回復が続くとみてレジャーや小売企業への注目も高い。

予想の高値平均は 3 万 1200 円となった。20 人中 19 人が高値を付ける時期を 10~12 月と回答し、年末株高を予想する声が目立つ。世界的なインフレが鎮静化に向かい、年後半に米国の金利上昇が一服すると見方が大勢だ。(中略)

安値の平均は 2 万 5000 円台で、付ける時期は 3 月が最も多かった。年前半まで欧米を中心にインフレ率が高止まりし、世界の株式市場につられて日本株の調整も続くとのが多い。

4 月には、10 年近く大規模金融緩和を主導してきた日銀の黒田東彦総裁が任期満了を迎える。実質的な利上げ実施で、日本でも一段の金融政策の修正リスクによる株価の下押し圧力が強まっている。ウクライナ情勢などの「地政学リスクの注視が必要」(ANA ホールディングスの芝田浩二社長)との声もあった。

業種ではサプライチェーン(供給網)の混乱が解消に向かうとの見方から、半導体関連や電気機器、自動車への注目度が高い。「デジタル化の加速と地球環境保全に向けた脱炭素化の潮流は不変」(東京エレクトロンの河合利樹社長)として、引き続きデジタルトランスフォーメーション(DX)や環境関連企業を有望視する声も多かった。

毎年取り上げさせていただいている元旦の日経新聞の景気と株価の見通しです。今年を語る前に昨年のふり返りをしてみます。新聞では過去のことは全く触れていません。

昨年は、高値 3 万 2000 円以上と予想した人が 20 人中 19 人、安値は 27,000 円前後でした。ワクチン接種やコロナの飲み薬の登場で、生産活動や消費回復が本格化するとみていました。一部当たっている部分はありますが、株価は年初より 9.36%(2697 円 21 銭)の下落と軟調な展開となりました。

さて、今年はどうでしょうか。今年も同じような論調です。利上げの影響で米国を中心に景気後退が強まること、ウクライナ情勢などの地政学的な要素があり、慎重な見方をしている人もありますが、前向きな人が多いように思います。

卯年の「相場格言」は「卯跳ねる」です。過去 6 回の勝敗は 4 勝 2 敗、平均騰落率は 16.4%となっています。2024・2025 年が「辰巳天井」ですので、今年はちょっと期待したいですね。

□PRIVATE

三ヶ根山

東海地区の山の会のメンバーと忘年会とセットで三ヶ根山に登ってきました。前日はみかわ温泉のオーシャンビューのホテルです。山もいいけど海もね。東京からご参加いただいた S さんのネパールトレッキング報告などで盛り上がりました。翌日ホテルから三ヶ根山頂上まで歩きます。標高 350m ちよつとしたハイキングです。三ヶ根山には、戦没者の慰霊碑がたくさんあります。殉国七士(A 級戦犯)も眠っています。



三ヶ根山頂上からの展望



殉国七士廟モニュメント

京都一周トレイル

東京を中心としている山の会の京都一周トレイル 3 回目です。今回は、15 人のメンバーが集合。

1 日目は、地下鉄蹴上駅集合して、大文字山まで歩きます。2 日目は、先ずケーブルカーとロープウェイを使って比叡山です。ほとんど坂はないのですが、「まさか」の雪でした。比叡山から大原へ向かう予定でしたが、時間的に厳しくなっ



大文字山火床(中心から右の払い)



雪の比叡山

■日本相続学会からのお知らせ (2つのセミナー)

2023年新春オープンセミナーのご案内

日本相続学会から新春セミナーのご案内です。今回のセミナーは、「人生100年時代、今、取り組むべきこと」と題して、ベテラン税理士が、相続(争族)対策についてわかりやすく解説していただけます。下記ご参考のうえお申ください。

人生100年時代、今、取り組むべきこと

- 講師 池畑 芳子 氏(池畑会計事務所・税理士)
- 日時 2023年1月28日(土)17時～18時30分
- 開講方法 オンライン配信のみ
- 聴講料 無料
- 申込み 右のQRコードから申込書のサイトへアクセスしてお申し込みください。
※後日、メールにて視聴用のURL・ID・パスワードをお送りします。
- 問合せ renraku@souzoku-gakkai.jp



**2023
新春オープンセミナー**
＜オンライン配信のみ＞

■ 日時
2023年1月28日(土)
17:00～18:30

■ 聴講申込
右のQRコードから

■ 申込み締め切り
1月22日

■ 聴講料
無料

■ 聴講用URL
1月23日にメール送信

2023.1.28
**「人生100年時代、
今、取り組むべきこと」**

講師：池畑 芳子 氏 / 池畑会計事務所 税理士

■ 講師プロフィール

昭和46年事務所開設 税理士 ファインシヤブワ
ナー
東京税理士会成年後見支援センター 相談委員・
東京税理士会 成年後見人研修委員 名簿監査員
(任意後見監理人及び任意後見受任中)・東京税
理士会会員(1987年～26年)・一般社団
体日本相続学会 理事・会計参与(兼任中)・石
山税理士会 副会長・七ヶ浜会計士クラブ 理事 他

著書 ●「乗り切り相続争族社会～これだけ知っておきたい成年後見・後
見人制度(共著)」「相続争族社会 ●税理士の対応」など
「成年後見人バンク」全国女性税理士連盟(共著) 著書 ●「相続法
改正「新しい相続関係の徹底解説」共著 青林書院 ●「Q&A 成年後見・
後見・遺言の実務」(財)大蔵計務協会 他

一般社団法人日本相続学会
FAX: 052-265-6664
Email: renraku@souzoku-gakkai.jp
URL: www.souzoku-gakkai.jp

〒458-8545 名古屋市南区南平野5-5-5
〒458-8545 日本相続学会

「相続争族社会」
一般社団法人日本相続学会
The Japan Inheritance Association

QRコードから聴講申込が可能な場合、1月23日までに、聴講用URLが配信されます。
renraku@souzoku-gakkai.jpまでご連絡ください。

東海ブロック主催オープンセミナーのご案内

東海ブロック主催のオープンセミナーのご案内です。
税理士本郷先生をお招きして、テーマ「女の相続～相続は女性が中心になる～」でお話いただけます。興味深いお話を拝聴できるかと思ます。

- **テーマ「女の相続～相続は女性が中心になる～」**
 - 講師 本郷 尚 氏(税理士法人タクトコンサルティング 税理士)
 - 日時 2023年2月2日(木)18時～19時40分
 - 会場 名古屋国際センター 第一研修室
 - 聴講料 会員：2000円 一般：3000円
 - 定員 会場は30名(オンライン配信あり)
 - 申込み 右のチラシによりFAXまたはQRコードから申込書のサイトへアクセスしてお申し込みください。オンライン参加の方は事前振込
- 【振込先】十六銀行名古屋営業部 普通預金 1535489
日本相続学会東海ブロック 代表竹内裕詞(タウワウジ)
- ※後日、メールにて視聴用のURL・ID・パスワードをお送りします。
- 問合せ 東海ブロック事務局
さくら総合法律事務所
052-265-6663



日本相続学会東海ブロックオープンセミナーのご案内

■ 日時 2023年2月2日(木) 18時～19時40分

■ 会場 名古屋国際センター 第一研修室(3階)
リアル参加は30名を予定

■ 参加費 会員：2,000円 ビジター：3,000円

★セミナー終了後、懇親会を予定しています(参加費は5,000円程度)。
★Zoom参加の方は事前にお振込をお願いいたします。リアル参加の方は当日会場でお支払いください。

【振込先】十六銀行 名古屋営業部 普通預金 1535489
日本相続学会 東海ブロック 代表 竹内裕詞 (タウワウジ)

■ 講師 税理士 本郷 尚(ほんごう たかし) 先生

税理士法人タクトコンサルティング(1973年税理士登録)
株式会社タクトコンサルティング顧問(1983年設立)

不動産活用・相続・贈与・遺言など資産税に特化したコンサルティングを提
議。また、著書やセミナー等のあらゆる機会を通じて、相続対策の新しい考
え方の普及にも力を入れている。

主な著書として、「父は4つの顔で相続する ～娘、嫁、妻、母～(白泉社)」、
「ポイントがよくなる マンガ 不動産M&A入門(住宅新報出版)」、「実用申告
は不要～(タクトコンサルティング)」、「遺産税コンサル、一生運半ば～タクトコンサルテ
ィングの40年～(講文社)」など、他にも多数ある。

税理士であり、講演や執筆等でも活躍されている本郷先生にお話しをしていただけます。

【申込書】リアルセミナー参加・Zoomセミナー参加・リアルセミナーも懇親会参加
(※リアルセミナーの定員を超えた場合、Zoomでの参加となります。)

お名前 _____ 連絡先 _____
Zoom参加ご希望の方は、
URL・ID・パスワードをお送りします。E-mail _____

FAX: 052-265-6664 または右記 QRコードから
1月27日(金)までに、お申し込みください。
【問合せ先】東海ブロック事務局 さくら総合法律事務所
名古屋市中区栄二丁目4-3 8F/10Fビル2階
電話: 052-265-6663

一般社団法人 日本相続学会



【編集後記】

今年のお正月はいかがお過ごしでしたか。不肖私は昨年末コロナに感染、1週間の隔離生活を余儀なくされました。ちょっと油断したところはありませんが、行動を優先しましたのでやむを得ないです。まだ、コロナは続くと思います。当然ではありますが、しっかり感染対策をしたうえで、行動をしたいと考えます。

瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良 孝司

〒458-0826

名古屋市緑区平子が丘3029

TEL 052-623-8769 090-9910-2988

FAX 052-623-8769

E-mail mount-like94@ksh.biglobe.ne.jp

<http://www.7b.biglobe.ne.jp/~sr-sera/> (事務所 HP)

<http://www.7b.biglobe.ne.jp/~yamasuki-serappe/> (PRIVATE)